

水道メーター検定満期取り替えにご協力を!

水道局では、家庭や事業所で使われている水道メーターを、計量法で定められた「**検定有効期間 8年**」が満了する前に取り替えています。

取り替えの際は、ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

- 取替従事者** 水道局が委託した市内の**各管工事業協同組合**
- 取替日時の事前確認** 取替対象のお客さまには「水道メーター取替のお願い」チラシを配付し、**取替日時**を確認させていただきます。
- 取替費用** 水道局で負担します。(お客さまに費用負担はありません)
- 取替作業** 作業は通常20分程度で終わります。作業中は水道の使用ができなくなります。
- 取替済報告** 作業終了後「水道メーター取替完了のお知らせ」をお渡しします。

水道メーター取替に際してのお知らせとお願い

●敷地内への立ち入り

事前にご了承いただければ、ご不在の場合でも取り替えさせていただきます。

●取り替え後の異常

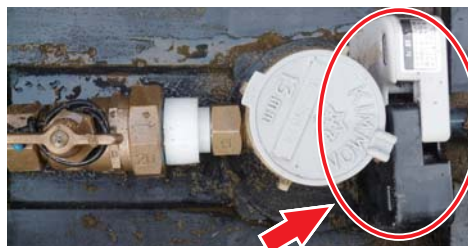
メーター取り替え後に、水の出が悪くなったりメーターボックス内の漏水等があった時は、**取替従事者**もしくは、水道局 業務課 水道メーター係へ連絡をお願いします。

●証明書の携帯

水道局が取替作業を委託している従事者は、水道局が発行する「**委託業務員証明書**」を携帯しています。

磁気活水器等を設置している場合

メーターボックスの中に、点検または機能を妨害する工作物は設置できません。



メーターが外せない!
工作物の取り外しは、お客さまで行っていただくことになります。

車両等の下にメーターがある場合

メーターボックス周囲の整理を!

メーターボックスのまわりに車両や物を置かないで下さい。犬は出入り口やメーターボックスから離れたところにつないで下さい。



検定有効期限は、どこでわかるの?

水道メーターのふたの裏に検定証印と検定有効期限を記したシールにより見分けられます。
(例) 検定有効期限が、平成29年11月末であることを表わしています。



なぜ取り替えた水道メーターは、「ゼロ」から始まらないの?

取替後の水道メーターの指針は、「1」からはじまります。

新しい水道メーターは、厳しい検査を受ける際に約300ℓ～400ℓの水を通すため、取付の指針を0 m³から始めると、検査で使用した水量がお客さまのご負担となりますので、取付の指針を1 m³としています。



●お問い合わせは ☎ 0120-411-002 水道局業務課へ

お支払いは 便利な口座振替を ご利用ください

お申し込み方法

金融機関の窓口で専用の「口座振替依頼書」に必要事項を記入・押印し、当該金融機関窓口へ提出してください。なお、水道局各事業所・営業所窓口でも申し込みできます。

毎月振替のご案内

料金支払い時の負担感の軽減を目的として、**口座振替**でお支払いのお客さまは、ご希望により**毎月振替**がご利用できます。検針は今までどおり2か月に1回、**水道料金と下水道使用料は半分ずつ1か月毎の振替**になります。

隔月振替

水道料金など
10,584円
(2か月分)

毎月振替

水道料金など
5,293円
水道料金など
5,291円

※金額例は、メーター口径13mm、使用水量40m³の場合の水道料金と下水道使用料の合計金額。
※毎月振替金額には、端数調整により差が生じる場合があります。

●口座振替のお問い合わせ・毎月振替のお申し込みは **新潟市水道局お客さまコールセンターへ**

水道局へのお届け、お問い合わせ、漏水などの通報は

新潟市水道局 お客さまコールセンター

☎ 0120-411-002

年中無休

受付時間 AM8:00~PM9:00

ご利用できない場合や、受付時間外のご連絡は **025-266-9311へ**